人事・労務・安全衛生相談 Q&A

労使間のトラブルを防止し、適正な人事・労務・安全衛生管理を進めるためにご活用ください。

（公社）神奈川労務安全衛生協会
（神奈川労働局　監修）

● 業務改善助成金について ●

毎年、最低賃金が大幅に引き上げられ苦慮しており、助成金の申請をしてみようかと考えていますが、先般、神奈川労働局のメールマガジン（第73号）で「業務改善助成金の申し込みは最低賃金改定前の今がチャンスです」との情報提供がありました。

最低賃金が改定され、従業員の賃金を引き上げた場合に賃金の一部を助成してもらえるのでしょうか。また、今、助成金の申請をするとどのようなメリットがあるのでしょうか。

＜最低賃金と助成金について＞

最低賃金については、「働き方実行計画」（平成29年３月28日働き方改革実現会議）において、「年率３％程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていき、全国加重平均で1,000円となることを目指す」とされているところです。

厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者に対するさまざまな支援策を実施することとしており、昨年度からは神奈川県においても業務改善助成金が適用されることとなりました。

この助成金は、引き上げられた賃金の一部を助成するものではなく、生産性の向上等に資するための設備、機器等の購入や人材育成・教育訓練を実施した場合にその費用の一部を助成するもので、中小企業の生産性を向上し、持続的な賃金支払能力を高めることを目的とするものです。

＜助成金の対象について＞

対象となる設備、機器等は、POSレジシステム導入による在庫管理や人材育成・教育訓練による業務の効率化や生産性向上に繋がるものが対象となっており、通常の事業活動で必要とされるパソコンやエアコンの設置、自動車等は対象となりません。

詳細については、業務改善助成金交付要綱及び交付要領を参照してください。

助成金の対象は、中小企業基本法に規定される中小企業（製造業の場合は、労働者数300人以下又は資本金３億円以下の企業）が対象となりますが、この助成金は、事業場ごとに申請することができますので１企業に複数の事業場がある場合は、事業場ごとに申請することができます。

この助成金は、事業場内で賃金が最も低い労働者の賃金が時間額1,000円未満の事業場が対象で、すべての労働者の賃金が時間額で1,000円以上の場合は対象となりませんが、パート労働者など１人でも時間額1,000円未満の労働者がいれば対象となります。

＜申請の流れ＞

この助成金の申請に当たっては、まず事業実施計画及び賃金引上げ計画を事前に作成し、神奈川労働局長の交付決定を受ける必要があり、交付決定を受けることなく、設備、機器等を購入した場合は、支給されませんので注意してください。賃金引上げは、申請後であれば実施時期を問いません。

交付決定後に、計画に基づいて事業を実施し神奈川労働局へ実績報告を行い、その後助成金が支給されることとなります。

助成金の助成率は、投資費用の 7/10、生産性要件を満たした場合は 3/4、（常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の場合は 3/4、さらに生産性要件を満たした場合は 4/5）で、上限額は、賃金の引上げ額に応じ、賃金の引上げ額「60円以上」、「90円以上」、「120円以上」の３つのコースがあり、助成金の上限はそれぞれ100万円、150万円、200万円となり、これら３つのコースから１つのコースを選択することになります。

＜申請のポイント＞

現在の神奈川県最低賃金は、時間額930円ですが、8月７日に神奈川最低賃金審議会からの答申があり、本年10月１日から26円アップし、時間額956円に引上げられる見込みとなっています。

神奈川県最低賃金の発効日以降に助成金の申請をする場合は、最低賃金の引上げに伴い改正した賃金から、さらに助成金のコース別に応じた賃金額以上の引上げが必要となります。

一方、最低賃金の発効日前に助成金の申請を行った場合は、引上げ前の事業場内の最低賃金を助成金のコースに応じ賃金を引上げればよいこととなり、引上げ幅が小さくなります。

以上のことから、「業務改善助成金の申し込みは最低賃金改定前の今がチャンスです」との情報提供があったものです。

特に、事業場における設備機器の購入、レイアウト変更、労働者に対する教育訓練等を計画している場合は、この機会に助成金を活用し、事業場の生産性の向上について検討してはいかがでしょうか。

また、業務改善助成金以外の賃金引上げを支援する助成金として、有期契約労働者や短時間労働者等を対象としたキャリアアップ助成金等もありますので検討してください。

業務改善助成金やキャリアアップ助成金等の多くの助成金では生産性要件を定めており、生産性の向上に努めている事業場に対しては、助成金の支給率を高めることとされ、中小企業の生産性向上のための支援が強化されています。

各事業場の生産性を高めることはもとより、個々の労働者の能力や多様性を発揮させ生産性を高めることは重要なことと考えられます。各種助成金等については、以下のホームページを参照してください。

- 業務改善助成金特設サイト（厚生労働省HP）
  http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/
- キャリアアップ助成金（厚生労働省HP）
  http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html
- 労働関係助成金と生産性要件（厚生労働省HP）
  http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html